

議 事 録

令和6年4月5日

山 鹿 市 農 業 委 員 会

令和6年第5回山鹿市農業委員会総会議事録

令和6年4月5日（金） 13時26分から15時31分 山鹿市役所 4階 401会議室

1. 本日の出席農業委員は、次のとおりである。

1番 稲葉 和弘	2番 志方 精之	3番 前田 幸博	4番 脇山 康二
5番 平本 和幸	6番 島田 博道	7番 多久 正光	8番 廣松 久喜
9番 森 喜代輝	10番 長曾我部 徹	11番 田中 春雄	12番 菊川 房継
13番 隈部 誠一	14番 坂本 照子		

2. 総会への欠席委員は次のとおりである。

0名

3. 議事参与が制限された委員数は、次のとおりである。

1名：2番 志方 精之

4. 議題

議案第26号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請
議案第27号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請
議案第28号 農地転用事業計画変更申請
議案第29号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請
議案第30号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地等の所有権移転
議案第31号 農地利用集積等促進計画案について
議案第32号 農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転（中間管理機構）
議案第33号 農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転
議案第34号 農地法第2条第1項の規定による農地に該当するか否かの判断の取消
議案第35号 農地法第2条第1項の規定による農地に該当するか否かの判断
議案第36号 令和6年度最適化活動の目標の設定等について
報告第4号 農地法第3条の3の規定による届出

1 開 会

○副会長（隈部誠一委員）

ご起立願います。「礼」ご着席ください。

2 会長挨拶

○事務局

本日の総会は、委員14人全員の出席で、定足数を満たしており、総会が成立しますことをご

報告申し上げます。

それでは、会長にご挨拶いただき、引き続き議事の進行をお願いします。

○会 長（坂本照子委員）

（挨拶）

ただ今から、令和6年第5回総会を開会致します。

-----○-----

3 議事録署名委員の指名

○議 長（坂本照子委員）

これより議事に入ります。まず日程第1の議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、山鹿市農業委員会会議規則第22条第2項の規定により、議長において、7番 多久委員、8番 廣松委員を指名いたします。

-----○-----

4 議 事

○議 長

次に、日程第2の議案審議にはいります。議案第26号、「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請」を議題とします。事務局から議案の説明をお願いします。

○事務局

議案書の1ページをお願いいたします。

議案第26号、「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請」です。

提案番号47番、申請地及び申請人は記載のとおりです。

譲受理由は、隣接地取得によるものです。

調査書は1ページをご覧ください。譲受人は個人で、田畑計28筆22,048㎡を耕作しており、農機具はトラクター、田植機を所有しています。農作業に従事する者は1名で年間200日従事しています。水稻を作付け予定です。

議案書2ページをお願いします。

提案番号48番、申請地及び申請人は記載のとおりです。

譲受理由は、贈与によるものです。

調査書は2ページをご覧ください。譲受人は個人で、田畑計5筆3,544㎡を耕作しており、農機具はトラクターを所有しています。農作業に従事する者は1名で年間180日従事しています。馬鈴薯を作付け予定です。

議案書3ページから4ページをお願いします。

提案番号49番、申請地及び申請人は記載の通りです。

譲受理由は、譲受人の自宅周辺であることから、耕作便利によるものです。

調査書は3ページをご覧ください。譲受人は、個人で、田畑計4筆3,982㎡を耕作しており、

農機具はミニユンボ、フォークリフトを所有しています。農作業に従事する者は1名で年間260日従事しています。サカキ、シキミ等を作付け予定です。

議案書5ページから6ページをお願いします。

提案番号50番、申請地及び申請人は記載のとおりです。

譲受理由は、贈与によるものです。

調査書は4ページをご覧ください。譲受人は個人で、田畑計12筆7,231㎡を耕作しており、農機具はトラクターを所有しています。農作業に従事する者は2名で年間320日従事しています。水稻、麦、そばを作付け予定です。

議案書7ページをお願いします。

提案番号51番、申請地及び申請人は記載のとおりです。

譲受理由は、譲受人の自宅周辺であることから、耕作便利によるものです。

調査書は5ページをご覧ください。譲受人は個人で、農地を初めて取得します。農機具はトラクター、田植機を所有しています。農作業に従事する者は1名で年間180日従事しています。麦、大豆を作付け予定です。

議案書8ページから9ページをお願いします。

提案番号52番、申請地及び申請人は記載のとおりです。

譲受理由は、譲受人の所有農地周辺であることから、耕作便利によるものです。

調査書は6ページをご覧ください。譲受人は個人で、田畑計44筆46,437㎡を耕作しており、農機具はトラクター、乗用草刈機を所有しています。農作業に従事する者は1名で年間300日従事しています。栗、水稻を作付け予定です。

議案書10ページをお願いします。

提案番号53番、申請地及び申請人は記載のとおりです。

譲受理由は、譲受人の自宅周辺であることから、耕作便利によるものです。

調査書は7ページをご覧ください。譲受人は個人で、農地を初めて取得します。農機具は親族所有のトラクターがあります。農作業に従事する者は3名で年間150日従事しています。野菜、果樹を作付け予定です。

議案書11ページ及び12ページをお願いします。

提案番号54番と提案番号55番は、同じ譲受人が隣り合う農地を取得するため、まとめて説明いたします。

申請地及び申請人は記載のとおりです。

譲受理由は、隣接地取得によるものです。

調査書は8ページ及び9ページをご覧ください。譲受人は個人で、申請地に隣接する親族所有の田1筆1,314㎡を耕作しており農地の取得は初めてです。農機具はトラクター、田植機、コンバインを所有しています。農作業に従事する者は3名で年間180日従事しています。水稻を作付け予定です。

議案書13ページから14ページをお願いします。

提案番号 56 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。

譲受理由は、親子間の贈与によるものです。

調査書は 10 ページをご覧ください。譲受人は個人で、農地の取得は初めてです。農機具はトラクター、田植機を所有しています。農作業に従事する者は 2 名で年間 200 日従事しています。水稻、野菜、タケノコを作付け予定です。

議案書 15 ページをお願いします。

提案番号 57 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。

譲受理由は、譲受人の所有農地への経路上にあるため、耕作便利によるものです。

調査書は 11 ページをご覧ください。譲受人は個人で、田畑計 8 筆 8,396 m²を耕作しており、農機具は、軽トラック、草刈機、チェーンソーを所有しています。農作業に従事する者は 2 名で年間 240 日従事しています。栗を作付け予定です。

議案書 16 ページをお願いします。

提案番号 58 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。

譲受理由は、隣接地取得で、平成 24 年に譲受人が申請地の両隣の農地を取得する際に申請から漏れていたものです。

調査書は 12 ページをご覧ください。譲受人は個人で、田畑計 6 筆 9,712 m²を耕作しており、農機具は刈払機、ハンマーモア、小型クローラ等を所有しています。農作業に従事する者は 1 名で年間 150 日従事しています。申請地は畦畔部分にあたるため、直接の作付けはなく、隣接地と一体的に管理される予定です。

議案書 17 ページから 18 ページをお願いします。

提案番号 59 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。

譲受理由は、譲受人の自宅周辺であることから耕作便利によるものです。

調査書は 13 ページをご覧ください。譲受人は個人で、田畑計 16 筆 25,419 m²を耕作しており、農機具は刈払機を所有しています。農作業に従事する者は 1 名で年間 300 日従事しています。栗を作付け予定です。

議案書 19 ページをお願いします。

提案番号 60 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。

譲受理由は、隣接地取得によるものです。

調査書は 14 ページをご覧ください。譲受人は個人で、田畑計 9 筆 10,679 m²を耕作しており、農機具はトラクター、田植機、コンバインを所有しています。農作業に従事する者は 2 名で年間 250 日従事しています。栗を作付け予定です。

議案書 20 ページをお願いします。

提案番号 61 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。譲渡人は 4 人の共有です。

譲受理由は、譲受人の本社周辺であるため、耕作便利によるものです。

調査書は 15 ページをご覧ください。譲受人は米、葉タバコ、麦を生産する法人で、田畑計 3 筆 5,332 m²を耕作しており、農機具はトラクター、田植機、コンバイン等を所有しています。農作業に従事する者は 4 名で年間 300 日従事しています。水稻を作付け予定です。

議案書 21 ページをお願いします。

提案番号 62 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。

譲受理由は、兄弟間の贈与によるものです。

調査書は 16 ページをご覧ください。譲受人は個人で、農地の取得は初めてです。農機具は耕運機、草刈機を所有しています。農作業に従事する者は 2 名で年間 180 日従事しています。家庭菜園として利用予定です。

議案書 22 ページをお願いします。

提案番号 63 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。

譲受理由は、隣接する宅地と合わせて取得することから、耕作便利によるものです。

調査書は 17 ページをご覧ください。譲受人は個人で、農地の取得は初めてです。農機具は草刈機、鍬、鎌を所有しています。農作業に従事する者は 2 名で年間 250 日従事しています。家庭菜園として利用予定です。

以上 17 件です。

○議 長

事務局からの説明が終わりました。ただ今の説明に関しまして、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

提案番号 47 番から 48 番までについて「北部地区担当委員」よりお願いします。

11 番（田中春雄委員）

提案番号 47 番から 48 番は、現地調査を行った結果、事務局の説明とおりで問題はありませんでした。ご審議の程よろしくお願いします。

○議 長

提案番号 49 番から 55 番までについて「南部地区担当委員」よりお願いします。

2 番（志方精之委員）

提案番号 49 番及び 55 番は、現地調査を行った結果、事務局の説明とおりで問題はありませんでした。ご審議の程よろしくお願いします。

○議 長

提案番号 56 番から 63 番までについて「東部地区担当委員」よりお願いします。

7 番（多久正光委員）

提案番号 56 番から 63 番は、現地調査を行った結果、事務局の説明とおりで問題はありませんでした。ご審議の程よろしくお願いします。

○議 長

ありがとうございました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

○議 長

よろしいですか。それでは、お諮りいたします。議案第 26 号は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○議 長

全員賛成でございますので、原案のとおり許可することに決定しました。

次に、議案第 27 号、「農地法第 4 条の規定による農地等の転用許可申請」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

議案書の 23 ページをお願いします。

議案第 27 号、「農地法第 4 条の規定による農地等の転用許可申請」です。

提案番号 5 番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。

申請人は個人で、申請地の田 2 筆計 2,475 m²を山林に転用する案件です。

大雨災害等により土石等が入り込んで耕作ができなくなったため、クヌギを植林するものです。調査書をお願いします。

18 ページに現地の状況写真、19 ページに土地利用計画図を掲載しております。

次に、20 ページの立地基準をご覧ください。

申請地は、農業公共投資の対象となっておらず、周辺の農地の広がり 10ha 未満の農地であるため、2 種農地です。なお、申請地に代わって事業を実施できる候補地がないことを確認しています。

続いて、21 ページの一般基準をご覧ください。

転用事業を実施するための資金を自己資金で確保し、その証明があること、転用行為の妨げとなる権利を有する者は存在しないこと、事業の実施期間が明確であること。また、申請面積を必要とする計画がなされていること、周辺の農地等への支障がないことを確認しています。

本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的に見て許可相当と判断しております。

議案書 25 ページをお願いします。

提案番号 6 番、及び議案書 27 ページの第 5 条申請の提案番号 16 番は、同一事業であるため、まとめて説明いたします。

土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。

申請人は個人で、申請地の自己が所有する畑 2 筆と新たに取得する畑 1 筆の計 3 筆 2,863 m²を繁殖用犬舎及びドッグランに転用する案件です。申請地は当初耕作を目的に管理されていましたが、周辺の山林から水が集まる立地であったため耕作を断念し、申請者の経営するブリーダー業用地として利用するものです。なお、本申請に際して農振除外の決定を 2 月 14 日に受けています。

調査書をお願いします。

22 ページに現地の状況写真、23 ページに土地利用計画図を掲載しております。

次に、24 ページの立地基準をご覧ください。

申請地は、農業公共投資の対象となっておらず、周辺の農地の広がりがあるが 10ha 未満の農地であるため、2 種農地です。なお、申請地に代わって事業を実施できる候補地がないことを確認しています。

続いて、25 ページの一般基準をご覧ください。

転用事業を実施するための資金を自己資金で確保し、その証明があること、転用行為の妨げとなる権利を有する者は存在しないこと、事業の実施期間が明確であること。また、申請面積を必要とする計画がなされていること、周辺の農地等への支障がないことを確認しています。

30 ページ及び 31 ページに 5 条申請の調査書を記載しておりますが、内容が共通しているため、説明を省略いたします。

本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的に見て許可相当と判断しております。

以上、2 件です。

○議 長

事務局からの説明が終わりました。ただ今の説明に関しまして、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

提案番号 5 番から 6 番までについて「北部地区担当委員」よりお願いします。

8 番（廣松久喜委員）

提案番号 5 番から 6 番は、現地調査を行った結果、事務局の説明とおりで問題はありませんでした。ご審議の程よろしくをお願いします。

○議 長

ありがとうございました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手願います。

(質疑なし)

○議 長

よろしいですか。それでは、お諮りいたします。

議案第 27 号は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○議 長

全員賛成でございますので、議案第 27 号は、原案のとおり許可することに決定しました。

次に、議案第 28 号、「農地転用事業計画変更申請」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

議案書 26 ページをお願いします。

議案第 28 号、「農地転用事業計画変更申請」です。

提案番号 1 番、及び議案書 29 ページの 5 条申請提案番号 18 番は関連するため、まとめて説明いたします。

土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。

本案件は、申請地の一部に賃貸借権を設定し、農業用機械・農業用資材置場として令和 4 年 11 月 7 付けで 5 条許可を受けたものです。

このほど、耕作事業の拡大に伴い資材置場が不足したことから、農地の所有者と協議した結果、転用部分を申請地全体に拡張し、賃貸借での利用から所有権の移転に変更するものです。また、耕作事業を継承したため転用事業者を当初転用者からその子である承継者への変更をあわせて行います。

29 ページをご覧ください。拡張による新たな転用のための 5 条申請です。議案書記載の譲り渡し人から農地を取得し、農業用機械・農業用資材置場に転用するものです。

調査書をお願いします。

36 ページに現地の状況写真、37 ページに土地利用計画図を掲載しております。

次に、26 ページの立地基準をご覧ください。

申請地は、農振農用地区域内にある農地ですが、農振計画に基づき耕作用地から農業用施設用地に用途変更されています。なお、申請地に代わって事業を実施できる候補地がないことを確認しています。

続いて、27 ページの一般基準をご覧ください。

転用事業を実施するための資金を自己資金で確保し、その証明があること、転用行為の妨げとなる権利を有する者は存在しないこと、事業の実施期間が明確であること。また、申請面積を必要とする計画がなされていること、周辺の農地等への支障がないことを確認しています。

38 ページ及び 39 ページに 5 条申請の調査書を記載しておりますが、内容が共通しているため、説明を省略いたします。

本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的に見て承認相当と判断しております。

以上 1 件です。

○議 長

ありがとうございました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手願います。

(質疑なし)

○議 長

よろしいですか。それでは、お諮りいたします。

議案第 28 号は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○議 長

全員賛成でございますので、議案第 28 号は、原案のとおり許可することに決定しました。

次に、議案第 29 号、「農地法第 5 条の規定による農地等の転用許可申請」を議題とします。

議事に入ります前に、本議案中今回申請の提案番号 22 番については、申請人が議席番号 2 番の志方委員本人の案件でございますので、農業委員会に関する法律第 31 条の規定により議事参

与の制限を受けるため、志方委員は提案番号 22 番の議事への参加をご遠慮願います。
それでは、事務局から議案の説明をお願いします。

○事務局

議案書の 27 ページをお願いします。

議案第 29 号、「農地法第 5 条の規定による農地等の転用許可申請」です。

提案番号 16 番は、さきほど説明しましたので省略します。

議案書 28 ページをお願いします。

提案番号 17 番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。

申請人は個人で、申請地の田 4 筆計 774 m²を取得し、転用者が営む電気工事業の資材置場として利用する案件です。隣接する事業所の敷地が狭く、資材置場が不足しているため転用を行うものです。

調査書をお願いします。

32 ページに現地の状況写真、33 ページに土地利用計画図を掲載しております。

次に、34 ページの立地基準をご覧ください。

申請地は、都市計画法で定める用途地域内にある農地であるため、3 種農地です。

続いて、35 ページの一般基準をご覧ください。

転用事業を実施するための資金を自己資金で確保し、その証明があること、転用行為の妨げとなる権利を有する者は存在しないこと、事業の実施期間が明確であること。また、申請面積を必要とする計画がなされていること、周辺の農地等への支障がないことなどを確認しています。

本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的に見て許可相当と判断しております。

議案書 29 ページ、提案番号 18 番は先ほど説明しましたので省略します。

次に、議案書の 30 ページをお願いします。

提案番号 19 番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。

申請人は不動産業を営む法人で、申請地の田 522 m²を取得し建売住宅とする案件で、木造平屋建て住宅 1 棟をそれぞれ建築するものです。

調査書をお願いします。

40 ページに現地の状況写真、41 ページに土地利用計画図を掲載しております。

次に、42 ページの立地基準をご覧ください。

申請地は、周辺の農地の広がりがある 10ha 以上ある農地であるため、1 種農地です。集落に接続して行われる事業であるため例外として転用が認められています。なお、申請地に代わって事業を実施できる候補地がないことを確認しています。

続いて、43 ページの一般基準をご覧ください。

転用事業を実施するための資金を自己資金で確保し、その証明があること、転用行為の妨げとなる権利を有する者は存在しないこと、事業の実施期間が明確であること。また、申請面積を必要とする計画がなされていること、周辺の農地等への支障がないことなどを確認しています。

本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的に見て許可相当と判断しております。

次に、議案書の 31 ページをお願いします。

提案番号 20 番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。

申請人は個人で、申請地の畑 1664 m²を取得し、2 階建てアパート 3 棟を建設する案件です。調査書をお願いします。

44 ページに現地の状況写真、45 ページに土地利用計画図を掲載しております。

次に、46 ページの立地基準をご覧ください。

申請地は、申請地は、周辺の農地の広がりがある農地であるため、1 種農地です。集落に接続して行われる事業であるため例外として転用が認められています。なお、申請地に代わって事業を実施できる候補地がないことを確認しています。

続いて、47 ページの一般基準をご覧ください。

転用事業を実施するための資金を融資で確保し、その証明があること、転用行為の妨げとなる権利を有する者は存在しないこと、事業の実施期間が明確であること。また、申請面積を必要とする計画がなされていること、周辺の農地等への支障がないことなどを確認しています。

本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的に見て許可相当と判断しております。

次に、議案書 32 ページをお願いします。

提案番号 21 番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。

申請人は個人で、申請地の田 1430 m²を取得し、転用者が取締役を務める法人事業所の敷地を拡大し、駐車場とする案件です。法人の事業拡大に伴う敷地確保のため転用するものです。なお、本申請に際して農振除外の決定を 2 月 14 日に受けています。

調査書をお願いします。

48 ページに現地の状況写真、49 ページに土地利用計画図を掲載しております。

次に、50 ページの立地基準をご覧ください。

申請地は、周辺の農地の広がりがある農地であるため、1 種農地です。既存の敷地の 1/2 以内の面積を拡張する事業であるため例外として転用が認められています。

なお、申請地に代わって事業を実施できる候補地がないことを確認しています。

続いて、51 ページの一般基準をご覧ください。

転用事業を実施するための資金を自己資金で確保し、その証明があること、転用行為の妨げとなる権利を有する者は存在しないこと、事業の実施期間が明確であること。また、申請面積を必要とする計画がなされていること、周辺の農地等への支障がないことなどを確認しています。

本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的に見て許可相当と判断しております。

次に、議案 33 ページをお願いします。

提案番号 22 番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。

申請人は社会福祉法人で、申請地の田 2 筆計 1,675 m²を取得し、転用者が運営する保育園の駐車場とする案件です。行事の際に駐車場が不足していること及び本年度から学童保育を開始するため送迎する保護者の駐車場の需要が増えることから転用を行うものです。なお、本申請に際して農振除外の決定を 2 月 14 日に受けています。

調査書をお願いします。

52 ページに現地の状況写真、53 ページに土地利用計画図を掲載しております。

次に、54 ページの立地基準をご覧ください。

申請地は、周辺の農地の広がりがある農地であるため 1 種農地ですが、既存の敷地

の1/2以内の面積を拡張する事業であるため例外として転用が認められています。

なお、申請地に代わって事業を実施できる候補地がないことを確認しています。

続いて、55ページの一般基準をご覧ください。

転用事業を実施するための資金を自己資金で確保し、その証明があること、転用行為の妨げとなる権利を有する者は存在しないこと、事業の実施期間が明確であること。また、申請面積を必要とする計画がなされていること、周辺の農地等への支障がないことなどを確認しています。

本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的に見て許可相当と判断しております。

次に、議案書34ページをお願いします。

提案番号23番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。

申請人は個人で、申請地の畑465㎡に使用貸借権を設定し、一般個人住宅とする案件です。家族の成長に伴い現在の住居が手狭になったため転用するものです。

調査書をお願いします。

56ページに現地の状況写真、57ページに土地利用計画図を掲載しております。

次に、58ページの立地基準をご覧ください。

申請地は、農業公共投資の対象となっておらず、周辺の農地の広がり10ha未満の農地であるため、2種農地です。なお、申請地に代わって事業を実施できる候補地がないことを確認しています。

続いて、59ページの一般基準をご覧ください。

転用事業を実施するための資金を融資で確保し、その証明があること、転用行為の妨げとなる権利を有する者は存在しないこと、事業の実施期間が明確であること。また、申請面積を必要とする計画がなされていること、隣接する農地がないことなどを確認しています。

本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的に見て許可相当と判断しております。

次に、議案書の35ページをお願いします。

提案番号24番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は、議案書記載のとおりです。

申請人は個人で、申請地の畑59㎡を取得し隣接する宅地205.61㎡を合わせて、一般個人住宅とする案件です。家族の成長に伴い現在の住居が手狭になったため転用するものです。

なお、申請地は、譲受人が相続する以前から宅地と利用されており、そのことについて始末書の提出があることから、追認での許可となります。

調査書をお願いします。

60ページに現地の状況写真、61ページに土地利用計画図を掲載しております。

次に、62ページの立地基準をご覧ください。

申請地は、市役所等の施設からおおむね300m以内の距離にある農地であるため、3種農地です。

続いて、63ページの一般基準をご覧ください。

転用地を購入するための資金を融資で確保し、その証明があること、転用行為の妨げとなる権利を有する者は存在しないこと、すでに転用事業が実施済みであること。また、申請面積を必要とする計画がなされていること、隣接する農地がないことなどを確認しています。

本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

次に、議案書の36ページをお願いします。

提案番号 25 番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は、議案書記載のとおりです。

申請人は運送業を営む法人で、申請地の田 3 筆計 2967 m²を取得し、大型トラック用駐車場を拡張する案件です。事業拡大に伴いトラック用駐車場が不足するため転用するものです。なお、本申請に際して農振除外の決定を 2 月 14 日に受けています。

調査書ををお願いします。

64 ページに現地の状況写真、65 ページに土地利用計画図を掲載しております。

次に、66 ページの立地基準をご覧ください。

申請地は、周辺の農地の広がりがある 10ha 以上の農地であるため、1 種農地です。転用目的が、既存の施設の元の面積の 2 分の 1 以内の規模の拡張であることから、例外として転用が認められています。なお、申請地以外の土地で事業を実施できないことを確認しています。

続いて、67 ページの一般基準をご覧ください。

転用事業を実施するための資金を自己資金で確保し、その証明があること、転用行為の妨げとなる権利を有する者は存在しないこと、事業の実施期間が明確であること。また、申請面積を必要とする計画がなされていること、周辺の農地等への支障がないことなどを確認しています。

本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

以上、10 件です。

○議 長

事務局の説明が終わりました。それではただ今の説明に関しまして、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

提案番号 16 番について「北部地区担当委員」よりお願いします。

10 番（長曾我部徹委員）

提案番号 16 番は、現地調査を行った結果、事務局の説明とおりで問題はありませんでした。ご審議の程よろしくお願いします。

○議 長

提案番号 17 番から 23 番までについて「南部地区担当委員」よりお願いします。

9 番（森喜代輝委員）

提案番号 17 番から 23 番は、現地調査を行った結果、事務局の説明とおりで問題はありませんでした。ご審議の程よろしくお願いします。

○議 長

提案番号 24 番から 25 番について「東部地区担当委員」よりお願いします。

13 番（隈部誠一委員）

提案番号 24 番から 25 番は、現地調査を行った結果、事務局の説明とおりで問題はありませんでした。ご審議の程よろしくお願いします。

○議 長

ありがとうございました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手願います。

(質疑なし)

○議 長

よろしいですか。それでは、お諮りいたします。

議案第 29 号は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○議 長

全員賛成でございますので、議案第 29 号は、原案のとおり許可することに決定しました。

次に、議案第 30 号、「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地の所有権移転」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

議案書の 37 ページをご覧ください。

議案第 30 号、「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地の所有権移転」です。

今回の案件はすべて公社の買い入れ案件でございます。

提案番号 4 番、申請地はめのだけ小学校の南側に位置する農地で、申請人及び契約内容については議案書記載のとおりでございます。

議案書 38 ページをお願いします。

提案番号 5 番、申請地は鹿本小学校の西側に位置する農地で、申請人及び契約内容については議案書記載のとおりでございます。

議案書 40 ページをお願いします。

提案番号 6 番、申請地は鹿北市民センターの北西に位置する農地で、申請人及び契約内容については議案書記載のとおりでございます。

議案書 41 ページをお願いします。

提案番号 7 番、申請地は鹿北市民センターの北西に位置する農地で申請人及び契約内容については議案書記載のとおりでございます。

いずれの案件も売買会議を開催し契約内容の確認を行っており、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条による農用地利用集積計画の要件を満たしております。

以上でございます。

○議 長

ただいま事務局の説明が終わりました。

これより質疑を行います。発言のある方は挙手願います。

(質疑なし)

○議 長

よろしいですか。それでは、お諮りいたします。

議案第 30 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○議 長

全員賛成でございますので、議案第 30 号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第 31 号、「農地利用集積等促進計画案」を議題とします。

それでは、事務局から議案の説明をお願いします。

○事務局

議案書 42 ページをお開き下さい。

議案第 31 号、「農用地利用集積等促進計画案」について、農地中間管理事業の推進による農用地利用集積等促進計画によるものです。

今回の議案につきましては、所有者と中間管理機構との契約を既に農用地利用集積計画に基づき承認を受けており、その残期間における耕作者を農地の集約を目的として変更する再配分であり、農用地利用集積等促進計画として意見を求められているものです。

今回の利用権設定は、新規設定 11 件、その面積は 12,450 m²です。

提案番号 10 番から議案書 43 ページの提案番号 15 番までの申請地、申請人、契約内容は、議案書記載のとおりです。

利用内容は、水稻・麦を作付け予定です。

別紙 1 調査書、68 ページをお願いします。借受人は農地所有適格法人で、耕作面積 140,472 m²の農地に、水稻・麦を耕作されております。

提案番号 16 番の申請地、申請人、契約内容は、議案書記載のとおりです。

利用内容は、水稻を作付け予定です。

別紙 1 調査書、69 ページをお願いします。借受人は意欲ある農家で、耕作面積 21,224 m²の農地に、水稻・大豆・麦を耕作されております。

本日提案しております提案番号 10 番から 16 番までの議案につきましては、農用地利用集積等促進計画に適合しております。

以上です。

○議 長

ただいま事務局の説明が終わりました。

これより質疑を行います。発言のある方は挙手願います。

(質疑なし)

○議長

よろしいですか。それでは、お諮りいたします。

議案第31号は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○議長

全員賛成でございますので、議案第31号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第32号、「農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転(中間管理機構)」を議題とします。

事務局から議案の説明をお願いします。

○事務局

議案書44ページをお願いします。

議案第32号、「農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転、中間管理機構」です。中間管理事業に係る農用地利用集積計画によるものです。

今回の利用権設定は、新規設定が33件で、その面積は62,457㎡です。

提案番号100番から45ページの提案番号103番までの申請地、申請人、契約内容は議案書記載のとおりです。

利用内容は、水稻・甘藷・WCSを作付け予定です。

別紙1調査書、70ページをお願いします。借受人は農地所有適格法人で、耕作面積60,070㎡の農地に、水稻・甘藷・WCSを耕作されております。

提案番号104番の申請地、申請人、契約内容は議案書記載のとおりです。

利用内容は、水稻・麦を作付け予定です。

別紙1調査書、71ページをお願いします。借受人は意欲ある農家で、耕作面積55,750㎡の農地に、水稻・麦を耕作されております。

議案書46ページをお願いします。

提案番号105番から提案番号106番までの申請地、申請人、契約内容は議案書記載のとおりです。

利用内容は、西瓜・ズッキーニを作付け予定です。

別紙1調査書、72ページをお願いします。借受人は意欲ある農家で、耕作面積17,629㎡の農地に、西瓜・ズッキーニを耕作されております。

提案番号107番の申請地、申請人、契約内容は議案書記載のとおりです。

利用内容は、西瓜・メロンを作付け予定です。

別紙1調査書、73ページをお願いします。借受人は意欲ある農家で、耕作面積35,764㎡の農地に、西瓜・メロンを耕作されております。

提案番号 108 番の申請地、申請人、契約内容は議案書記載のとおりです。

利用内容は、西瓜・カリフラワーを作付け予定です。

別紙1 調査書、74 ページをお願いします。借受人は意欲ある農家で、耕作面積 17,380 m²の農地に、西瓜・カリフラワーを耕作されております。

提案番号 109 番の申請地、申請人、契約内容は議案書記載のとおりです。

利用内容は、西瓜・ナスを作付け予定です。

別紙1 調査書、75 ページをお願いします。借受人は意欲ある農家で、耕作面積 8,357 m²の農地に、西瓜・ナスを耕作されております。

議案書 47 ページをお願いします。

提案番号 110 番から提案番号 111 番までの申請地、申請人、契約内容は議案書記載のとおりです。

利用内容は、ニラを作付け予定です。

別紙1 調査書、76 ページをお願いします。借受人は農地所有適格法人で、耕作面積 87,265 m²の農地に、ニラを耕作されております。

提案番号 112 番から議案書 48 ページの提案番号 113 番までの申請地、申請人、契約内容は議案書記載のとおりです。

利用内容は、水稻・麦を作付け予定です。

別紙1 調査書、77 ページをお願いします。借受人は農地所有適格法人で、耕作面積 322,312 m²の農地に、水稻・麦を耕作されております。

提案番号 114 番までの申請地、申請人、契約内容は議案書記載のとおりです。

利用内容は、水稻・WCS を作付け予定です。

別紙1 調査書、78 ページをお願いします。借受人は意欲ある農家で、耕作面積 24,389 m²の農地に、水稻・WCS を耕作されております。

提案番号 115 番の申請地、申請人、契約内容は議案書記載のとおりです。

利用内容は、水稻・麦を作付け予定です。

別紙1 調査書、79 ページをお願いします。借受人は意欲ある農家で、耕作面積 100,382 m²の農地に、水稻・麦・大豆を耕作されております。

提案番号 116 番の申請地、申請人、契約内容は議案書記載のとおりです。

利用内容は、水稻・WCS を作付け予定です。

別紙1 調査書、80 ページをお願いします。借受人は意欲ある農家で、耕作面積 40,020 m²の農地に、水稻・WCS を耕作されております。

議案書 49 ページをお願いします。

提案番号 117 番の申請地、申請人、契約内容は議案書記載のとおりです。

利用内容は、水稻・WCS を作付け予定です。

別紙1 調査書、81 ページをお願いします。借受人は意欲ある農家で、耕作面積 19,307 m²の農地に、水稻・WCS・イタリアンを耕作されております。

提案番号 118 番の申請地、申請人、契約内容は議案書記載のとおりです。

利用内容は、水稻・WCS を作付け予定です。

別紙 1 調査書、82 ページをお願いします。借受人は農地所有適格法人で、耕作面積 131,510 m²の農地に、水稻・WCS を耕作されております

本日提案しております提案番号 100 番から 118 番までの議案につきましては、旧農業経営基盤強化促進法に係る山鹿市基本構想に適合しております。

以上です。

○議 長

ただいま事務局の説明が終わりました。

これより質疑を行います。発言のある方は挙手願います。

(質疑なし)

○議 長

よろしいですか。それでは、お諮りいたします。

議案第 32 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○議 長

全員賛成でございますので、議案第 32 号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第 33 号、「農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転」を議題とします。

事務局から議案の説明をお願いします。

○事務局

議案書 50 ページをお開き下さい。

議案第 33 号、「農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転」です。

今回の利用権設定は、新規設定が 44 件、再設定が 61 件で、その面積は、138,926 m²です。

提案番号 33 番の申請地、申請人、契約内容は、議案書記載のとおりです。

利用内容は、栗を作付け予定です。

別紙 1 調査書、83 ページをお願いします。借受人は意欲ある農家で、耕作面積 20,345 m²の農地に、栗を耕作されております。

提案番号 34 番の申請地、申請人、契約内容は、議案書記載のとおりです。

利用内容は、水稻・ナスを作付け予定です。

別紙 1 調査書、84 ページをお願いします。借受人は意欲ある農家で、耕作面積 18,718 m²の農

地に、筍・ナスを耕作されております。

議案書 51 ページをお願いします。

提案番号 35 番の申請地、申請人、契約内容は、議案書記載のとおりです。

利用内容は、水稻・里芋を作付け予定です。

別紙1 調査書、85 ページをお願いします。借受人は意欲ある農家で、耕作面積 3,923 m²の農地に、ナスを耕作されています。

提案番号 36 番の申請地、申請人、契約内容は、議案書記載のとおりです。

利用内容は、水稻を作付け予定です。

別紙1 調査書、86 ページをお願いします。借受人は意欲ある農家で、耕作面積 79,393 m²の農地に、水稻・筍・栗を耕作されております。

提案番号 37 番の申請地、申請人、契約内容は、議案書記載のとおりです。

利用内容は、WCS・イタリアンを作付け予定です。

別紙1 調査書、87 ページをお願いします。借受人は意欲ある農家で、耕作面積 14,300 m²の農地に、水稻・イタリアンを耕作されております。

提案番号 38 番の申請地、申請人、契約内容は、議案書記載のとおりです。

利用内容は、甘藷を作付け予定です。

別紙1 調査書、88 ページをお願いします。借受人は農地所有適格法人で、耕作面積 60,070 m²の農地に、水稻・甘藷・WCS を耕作されております。

議案書 52 ページをお願いします。

提案番号 39 番から議案書 60 ページの提案番号 69 番までの申請地、申請人、契約内容は、議案書記載のとおりです。

利用内容は、水稻・大麦を作付け予定です。

別紙1 調査書、89 ページをお願いします。借受人は農地所有適格法事人で、耕作面積 101,715 m²の農地に、水稻・大麦を耕作されております。

議案書 61 ページをお願いします。

提案番号 70 番の申請地、申請人、契約内容は、議案書記載のとおりです。

利用内容は、水稻を作付け予定です。

別紙1 調査書、90 ページをお願いします。借受人は意欲ある農家で、耕作面積 34,096 m²の農地に、水稻・イチゴを耕作されております。

提案番号 71 番の申請地、申請人、契約内容は、議案書記載のとおりです。

利用内容は、水稻を作付け予定です。

別紙1 調査書、91 ページをお願いします。借受人は意欲ある農家で、耕作面積 31,181 m²の農地に、水稻・西瓜を耕作されております。

提案番号 72 番の申請地、申請人、契約内容は、議案書記載のとおりです。

利用内容は、水稻・麦を作付け予定です。

別紙1 調査書、92 ページをお願いします。借受人は意欲ある農家で、耕作面積 98,363 m²の農地に、水稻・麦を耕作されております。

議案書 61 ページから 62 ページの提案番号 73 番の申請地、申請人、契約内容は、議案書記載のとおりです。

利用内容は、水稻・麦を作付け予定です。

別紙1 調査書、93 ページをお願いします。借受人は、意欲ある農家で、耕作面積 43,359 m²の農地に、水稻・麦を耕作されております。

提案番号 74 番から議案書 63 ページの提案番号 77 番までの申請地、申請人、契約内容は、議案書記載のとおりです。

利用内容は、WCS を作付け予定です。

別紙1 調査書、94 ページをお願いします。借受人は意欲ある農家で、耕作面積 95,551 m²の農地に、水稻・WCS を耕作されております。

提案番号 78 番の申請地、申請人、契約内容は、議案書記載のとおりです。

利用内容は、甘薯を作付け予定です。

別紙1 調査書、95 ページをお願いします。借受人は農地所有適格法人で、耕作面積 31,096 m²の農地に、水稻・麦・大豆を耕作されております。

提案番号 79 番の申請地、申請人、契約内容は、議案書記載のとおりです。

利用内容は、栗を作付け予定です。

別紙1 調査書、96 ページをお願いします。借受人は意欲ある農家で、耕作面積 6,261 m²の農地に、栗を耕作されております。

提案番号 80 番の申請地、申請人、契約内容は、議案書記載のとおりです。

利用内容は、WCS を作付け予定です。

別紙1 調査書、97 ページをお願いします。借受人は意欲ある農家で、耕作面積 26,270 m²の農地に、水稻を耕作されております。

提案番号 81 番の申請地、申請人、契約内容は、議案書記載のとおりです。

利用内容は、水稻を作付け予定です。

別紙1 調査書、98 ページをお願いします。借受人は意欲ある農家で、耕作面積 36,570 m²の農地に、水稻を耕作されております。

議案書 63 ページから議案書 64 ページの提案番号 82 番の申請地、申請人、契約内容は、議案書記載のとおりです。

利用内容は、水稻を作付け予定です。

別紙1 調査書、99 ページをお願いします。借受人は意欲ある農家で、耕作面積 43,103 m²の農地に、水稻・メロンを耕作されております。

提案番号 83 番の申請地、申請人、契約内容は、議案書記載のとおりです。

利用内容は、栗を作付け予定です。

別紙 1 調査書、100 ページをお願いします。借受人は意欲ある農家で、耕作面積 17,880 m²の農地に、水稻・栗を耕作されております。

提案番号 84 番から議案書 65 ページの提案番号 85 番までの申請地、申請人、契約内容は、議案書記載のとおりです。

利用内容は、WCS を作付け予定です。

別紙 1 調査書、101 ページをお願いします。借受人は意欲ある農家で、耕作面積 7,363 m²の農地に、水稻・WCS を耕作されております。

提案番号 86 番の申請地、申請人、契約内容は、議案書記載のとおりです。

利用内容は、WCS を作付け予定です。

別紙 1 調査書、102 ページをお願いします。借受人は意欲ある農家で、耕作面積 8,551 m²の農地に、水稻を耕作されております。

提案番号 33 番から提案番号 86 番までの全ての議案につきましては、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条による農用地利用集積計画の要件を満たしております。

以上です。

○議 長

ただいま事務局の説明が終わりました。

これより質疑を行います。発言のある方は挙手願います。

(質疑なし)

○議 長

よろしいですか。それでは、お諮りいたします。

議案第 33 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○議 長

全員賛成でございますので、議案第 33 号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第 34 号、「農地法第 2 条第 1 項の規定による農地に該当するか否かの判断の取消」を議題とします。

事務局から議案の説明をお願いします。

○事務局

議案書の 66 ページをお願いします。

議案第 34 号、「農地法第 2 条第 1 項の規定による農地に該当するか否かの判断の取消」でございます。

提案番号 1 番から 3 番の土地の所在等は、議案書記載のとおりでございます。

これらの案件は、令和 5 年夏から秋にかけ実施した農地パトロールにて確認し、令和 5 年 1 月 5 日の総会にて非農地判断を行ったものですが、再度確認したところ、生前一括贈与に係る贈与税の納税猶予の対象地であることがわかりました。

当該地を非農地判断することは地権者に不利益をもたらす恐れがあることから、取り消しを行うものです。

一方で納税猶予の対象地は適正に管理されていることも猶予の条件となりますので、適正な管理についての働きかけを地権者に対し行っていくこととしております。

本件は事務局の調査不足によるものであり、大変申し訳ありませんでした。

以上でございます。

○議 長

ただいま事務局の説明が終わりました。

これより質疑を行います。発言のある方は挙手願います。

(質疑なし)

○議 長

よろしいですか。それでは、お諮りいたします。

議案第 34 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○議 長

全員賛成でございますので、議案第 34 号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第 35 号、「農地法第 2 条第 1 項の規定による農地に該当するか否かの判断」を議題とします。

事務局から議案の説明をお願いします。

○事務局

議案書の 67 ページをお願いします。

議案第 35 号、「農地法第 2 条第 1 項の規定による農地に該当するか否かの判断」でございます。

提案番号 28 番から 40 番の土地の所在等は、議案書記載のとおりでございます。

農地の状況につきましては、「別紙 1」の 103 ページから最終ページにかけて、現地写真を掲載しております。

これらの案件は、いずれも雑木等が繁茂した農地などであり、農業上の利用の増進が見込まれない農地であるため、再生困難と判断しております。以上でございます。

○議 長

ただいま事務局の説明が終わりました。

これより質疑を行います。発言のある方は挙手願います。

(質疑なし)

○議長

よろしいですか。それでは、お諮りいたします。

議案第 35 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○議長

全員賛成でございますので、議案第 35 号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第 36 号、「令和 6 年度最適化活動の目標の設定等について」を議題とします。

事務局から議案の説明をお願いします。

○事務局

議案書の 68 ページをお願いします。

議案第 36 号、「令和 6 年度最適化活動の目標の設定等について」でございます。

農業委員会では「農地の集積」、「遊休農地の解消」、「新規参入者の促進」を三本柱にして、いわゆる最適化活動を行うことになっています。

毎年設定する最適化活動の目標の設定につきましては、農業委員会総会に諮り、公表することとなっております。その目標案を事務局で作成しておりますので説明します。

議案書 69 ページをお開きください。

このページには農業委員会の状況ということで、農業委員会の体制、農林業センサス等の統計により得られた市内の農家・農地の情報が書いてあります。

議案書 70 ページには、最適化活動の目標を記載しています。

まず、(1)農地の集積 については、市内の農地面積に対しこれまで集積がなされた農地の面積を記載しています。現在の集積率は 55.6%となっております。正確には令和 6 年 3 月末現在の数値を入れることになっていますが、詳細な集計が終わっていないため、最終的には若干数値が変わることになると思われます。

集積の目標は、令和 8 年度に集積率 80%を目指すこととされております。この達成目標は国が定めたものであり、現実的には難しいものがあります。なお、令和 6 年度の集積目標としましては、近年の集積実績を踏まえた現実的な目標を設定しております。

つづいて、(2)遊休農地の解消 になりますが、現在、農地パトロール等により判明している市内の遊休農地の面積は 54ha となっております。解消の目標設定については、令和 3 年度の利用状況調査、いわゆる農地パトロールに上がった遊休農地の面積を 5 年かけて 0 にするという設定をしなければならないとされており、およそ 5 分の 1 の 6ha を解消の目標と設定しています。

また、令和 5 年度の調査で新たに確認した遊休農地面積は 18ha ございます。こちらについては早期の解消を図らなければならないとされています。

現実的には達成が難しいと思われる目標設定ですが、解消に向けて最善を尽くさなければならないと考えております。

議案書 71 ページをご覧ください。(3)新規参入の促進 です。まず現状ということで過去 3 年間の新規参入者の状況を記載しています。②目標 では、新規参入者への貸付け等について農地所有者の同意を得たうえで公表する農地の面積を、過去 3 年間の権利移動面積の平均の 1 割以上を設定することとなっており、平均 150ha の 1 割で 15ha と設定しています。

そして、2 最適化活動の活動目標 ということで推進委員等が最適化活動を行う日数の目標を定めることとなっています。山鹿市では、以前から農業委員さんで月 6 日以上、推進委員さんで月 8 日以上という目標設定を行っています。

次に、活動強化月間の目標設定ということで、国からの通知では 3 回以上の活動強化月間を設定しなければならないことになっており、遊休農地解消、貸付け意向確認からの利用権設定、口頭契約の解消の取り組みの 3 つを挙げています。

最近は実際に活動強化月間としてキャンペーンを張った活動は行っていないですが、通年の取り組みとして委員さんには活動していただいているものを挙げております。

最後に、(3)新規参入相談会への参加目標 ということで、毎月実施されている新規就農予定者への相談会へ推進委員さんが交代で参加されることを見込んで年間 12 回、19 人の委員の参加ということで設定しております。

全体的には、現実的ではない、達成が困難ではないかと思われる目標設定がなされている部分もありますが、そこは国が定めた基準により目標設定をしなければならないというところがあります。数値目標の達成は難しくても、山鹿市の最適化活動の中で委員さん・事務局が一丸となって、できる限りのことをやっていかなければならないものと考えています。

以上、駆け足でしたが、説明を終わります。

○議長

ただいま事務局の説明が終わりました。

これより質疑を行います。発言のある方は挙手願います。

(質疑なし)

○議長

よろしいですか。それでは、お諮りいたします。

議案第 36 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○議長

全員賛成でございますので、議案第 36 号は、原案のとおり決定いたしました。

-----○-----

5 報 告

○議 長

次に、報告事項に入ります。

報告第4号、「農地法第3条の3の規定による届出」について事務局から説明をお願いします。

○事務局

議案書の72 ページをお開き下さい。

報告第4号、「農地法第3条の3の規定による届出」について報告いたします。

令和6年2月に届出がありました件数は17件、筆数の合計は108筆、面積の合計は110,696㎡でございます。詳細につきましては、73ページから74ページの記載のとおりでございます。

以上になります。

○議 長

事務局の説明が終わりました。質問等ある方は挙手願います。

(質問なし)

○議 長

よろしいですか。質問等ないようですので、報告第4号は終わります。

以上で、本日の議案審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。

これをもちまして令和6年第5回総会を閉会いたします。

6 .閉 会

○副会長

ご起立願います。これをもちまして閉会いたします。「礼」ご着席ください。

以上のとおり、総会の議事内容を記載し、相違ないことを証するためここに山鹿市農業委員会
会議規則第22条第2項の規定によりここに署名する。

山鹿市農業委員会会長

坂本 照子

7 番 農業委員

多 久 正 光

8 番 農業委員

廣 松 久 壽